

令和8年度広島県海ごみ清掃活動等推進業務の公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県は、2050年までに瀬戸内海に新たに流出するプラスチックごみゼロを目指すため、令和3年6月に「2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を行うとともに、目指す姿の実現に向けて、官民連携プラットフォーム「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（以下、「GSHIP」という。）」を設立し、参画会員等と連携・協働しながら、プラスチックごみの清掃・回収等に取り組んでいるところである。

ア) 本業務は、本県における効果的な海ごみ流出防止対策を推進していくため、清掃活動やイベント等、GSHIP 参画会員や県民等が一堂に参加できる場を提供する。

イ) また、海ごみについて「じぶんごと」として継続的に考えることを習慣化していくため、次世代を担う若者（小学生から大学生）に対し、考える機会となるようなイベント（学習会）を開催する。

ウ) これらの取組を令和9年度以降も継続して実施できるよう、また県のほかに市町や地元団体も実施主体となって取り組めるよう、取組内容の骨格や手法をとりまとめる。

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 予算額

4,000 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限及び参加資格の確認

ア 参加資格確認申請書の提出期限

提出期限：令和8年3月30日（月） 午後5時

イ 必要書類

公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 「公募型プロポーザル参加資格確認申請（以下「参加資格申請書」という。）」【様式1】

(イ) 「機密データの保存等に関する申出書」【様式2】

ウ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(2) 参加資格の確認通知

ア 参加資格の確認

提出された書類により参加資格を確認し、その結果を次のとおり通知する。

(ア) 通知期限 令和8年3月31日(火)

(イ) 通知方法 参加資格申請書に記載された連絡先に電子メール又はFAXで連絡した後、通知書を郵送する。

イ 参加資格の取り消し

アの参加資格者確認結果通知を受領した後であっても、下記(4)の企画提案提出届の提出期限までに公告に示す参加資格の要件を満たさなくなった場合又は提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(3) 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に対する質問は、「仕様書等に対する質問書」【様式3】により受け付ける。

ア 質問書の提出期限等

提出期限 令和8年4月1日(水) 午後5時

提出方法 電子メール(メールアドレス:kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp)で提出すること。
なお、件名は「令和8年度広島県海ごみ清掃活動等推進業務に関する質問」とし、電子メール送信後、担当課に電話により到達の確認を行うこと。

イ 上記アに対する回答日等

(ア) 回答日 令和8年4月2日(木)

(イ) 公募型プロポーザル参加資格を有する者が行った質問にのみ回答する。

(ウ) 質問に対する回答は、随時「仕様書等に対する質問書」【様式3】に記載された連絡先に電子メールで通知するとともに、県のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ウ その他

電話や口頭での質問は受け付けない。また、提出期限後の質問書については、原則として回答しない。

(4) 企画提案書等の提出場所及び期限

上記(2)アの参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると確認された者は、次の期限までに「企画提案提出届」【様式4】に必要な書類を添えて提出するものとする。

なお、提案は、各者1案とする。

また、仕様書等の交付を受けた場合は、企画提案提出届の提出時に返却すること。

ア 提案書提出場所

広島県環境県民局環境保全課

イ 提案書提出期限

令和8年4月7日(火) 午後5時

ウ 必要書類

企画提案書作成要領による。

エ 企画提案公募辞退届の提出

参加資格確認結果通知書の受領後から委託契約締結までの間に、都合により、企画提案公募

を辞退する者、又は公告の2に示す参加資格の要件を満たさなくなった者は、「企画提案公募辞退届」【様式5】を提出するものとする。

なお、企画提案公募辞退書が提出された場合でも、提出されている関係書類は返却しない。

- (5) 最優秀者として選定されなかった事業者に対する理由説明等について
 - ア 最優秀者として選定されなかった事業者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - イ 上記の通知を受けた事業者は広島県環境県民局環境保全課に対して、その理由説明を求めることができる。
 - ウ この説明を求める場合は、令和8年4月22日（水）午後5時までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - エ 上記に対する回答は、令和8年4月27日（月）までに、書面により行う。
- (6) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (9) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (10) 提出された提案書について
 - ア 提出された提案書は、返却しない。
 - イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。
- (11) 権利義務関係の帰属等
本企画提案公募により得た著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて県に帰属するものとする。
また、本企画提案公募に当たり特許権など第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該使用した企画提案者が負うものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし
- (5) 契約方法

企画提案書に基づき、委託予定業者と委託内容等について協議の上、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- 機密データの保存等に関する申出書【様式2】
- 契約書（案）
- 業務約款
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書【様式3】
- 企画提案提出届【様式4】
- 企画提案公募辞退届【様式5】
- 令和8年度広島県海ごみ清掃活動等推進業務の企画提案書作成要領（評価基準含む）

【問い合わせ先】

広島県環境県民局環境保全課

広島県広島市中区基町10番52号（広島県庁南館3階）

電話 082-513-2925（ダイヤルイン）

FAX 082-227-4815

e-mail kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp